

■下水道使用料(1ヶ月)

(税込)

処理区	使用料の区分		排 水 汚 水 量	使用料
合併前の 熊谷市の 区域	一般用	基本使用料 (1月につき)	10立法メートルまで	874.2円
		従量使用料 (1立法メー トルにつき)	10立法メートルを超え 30立法メートルまで	113.1円
			30立法メートルを超え 50立法メートルまで	128.5円
			50立法メートルを超え 100立法メートルまで	143.9円
			100立法メートルを超え 200立法メートルまで	159.4円
			200立法メートルを超え 500立法メートルまで	174.8円
			500立法メートルを超え 1,000立法メートルまで	195.4円
	1,000立法メートルを超える分	216円		
公衆浴場用 (1立法メートルにつき)		56.5円		

備考 一般用とは、公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場をいう。)用以外をいう。

処理区	使用料の区分		排 水 汚 水 量	使用料
合併前の 妻沼町の 区域	一般用	基本使用料 (1月につき)	10立法メートルまで	1,080円
		従量使用料 (1立法メー トルにつき)	10立法メートルを超え 20立法メートルまで	108円
			20立法メートルを超え 30立法メートルまで	118.8円
			30立法メートルを超え 50立法メートルまで	129.6円
			50立法メートルを超え 100立法メートルまで	140.4円
			100立法メートルを超え 200立法メートルまで	151.2円
			200立法メートルを超え 500立法メートルまで	172.8円
	500立法メートルを超え 1,000立法メートルまで	205.2円		
1,000立法メートルを超える分	216円			